

「参加と協働のまちづくり条例（案）」に対する意見等の募集結果について

■意見等の募集結果

○募集期間：平成21年4月27日（月）～5月15日（金）

○応募者数／意見等の件数：3名／25件

前文		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
1	前文	・「戦後60年を経過し」の「を」は、「が」にした方が適切ではないか。	・ご意見のとおり改めました。
第1章		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
2	2条 (2)	・地域自治組織には、地縁組織や町内会組織、行政区等いろいろな組織や形態が考えられる。これを、現状の11行政区だけと定義してしまっても良いか。	・「地域自治組織」という言葉の意味を定める際、現在ある組織の中から最もふさわしいと考えられる組織を具体的に位置づけた方が、現実的で分かりやすいという判断から行政区を位置づけたものです。 ・しかし、今後、この条例で定めるような地域自治の実現を目指すにあたって、その主体となる地域自治組織の規模や区域は、必ずしも行政区とは限りません。また、行政区と定義することで、地域自治組織の可能性や発展性を制限してしまう恐れもあることから、行政区を定義する条文は削除し、新たに「第4章 地域自治組織」を設け、用語の意味や求められる役割等を定めることにしました。
3	2条 (3)	・「大口町外から大口町内に」の「大口町内に」は、「大口町に」の方が適切ではないか。	・ご意見のとおり改めました。
4	2条 (4)	・「大口町の町長、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会や監査委員とこれらに所属する職員をいいます」という表記は、個人と組織が混在しており、解釈の仕方に誤	・「地方自治法」という法律で、既に「執行機関」がどういうものか定められていますので、その中から大口町に該当するものを引用しました。しかし、表現として分かりにくく誤解も生じかねないことから、文章表現を「これらを補助する職員を執行機関に含める」と改めました。

		りが生じかねない。例えば、「監査委員に所属する職員」と読みとれる。	
第 2 章		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
5	第 3 条 5	・「このため」という接続詞は必要か。第 4 項を受けての「このため」なのか、第 1 項～第 4 項までの全てを受けての「このため」なのかも分かりづらい。	・ ご意見のとおり改めました。
6	第 4 条 (3)	・「その年齢に応じて、」という説明は必要か。	・ 小学生から中学生、高校生へと成長する過程で身についていく、子ども達の責任感や判断力等は、その年代により大きな差があります。こうした成長の過程に応じて参加の仕方も変わるということを表現しようと考えたものです。しかし、本条例では、子どもにもまちづくりに参加する権利があることを明確に位置づけることこそ本旨ですので、「その年齢に応じて」という表現は削除することにしました。
7	第 4 条 (4)	・ この項は、町の執行機関の役割が記載されていることもあり、(6) の後に記載された方が文脈として望ましい。	・ ご意見のとおり改めました。
8		・ 「担います」という表現は、「を支援します」もしくは、「に努めます」に。(補完性の原則に基づいて)	・ ご意見のとおり「努め」に改めました。
9	第 5 条	・ 「大口町のまちづくりを次のように変えます。」という表現はどうかと思う。見直しをお願いしたい。	・ 行政主導の画一的なまちづくりが、まちづくりの担い手の参加や協働によってどのように変化するかを表そうと考えました。よりふさわしい表現を検討し、「次のようなまちづくりを実現します。」と改めました。
第 3 章		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
10	第 6 条 3	・ 「住民は、地域自治組織における」とあるが、住民も地域自治組織も「まちづくりの担い手」と定	・ 地域自治組織の構成員は住民であるため、地域自治組織における住民としての役割を位置づけました。

		義されている。 ・また、「第4条 参加と協働の基本的な約束」では、「参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはない」と書かれているので、矛盾しないか。	・また、住民の皆さんは、「地域自治組織の活動に積極的に参加するよう努める」けれども、それは地域自治組織や町の執行機関から「強制されるものではない」と定めていますので、矛盾することはないと考えています。
11	第7条2	・「このため」という接続詞は必要か。	・必ずしも必要ではないという判断から削除しました。
12	第7条3	・「町の執行機関との協働」を「住民ないし町の執行機関との協働」に。(補完性の原則に基づいて)	・「地域自治組織」の協働する相手が制限されないよう、「町の執行機関及びその他のまちづくりの担い手と」と改めました。
第4章		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
13	第12条1	・「まちづくりの担い手の連署により」は、5人の通勤・通学者(町外)だけからの提案を回避できるように、「住民の連署」としてはどうか。	・ご意見のとおり改めました。
14	第12条(4)	・「適当でないと明らかに認められる事項」とあるが、適当ではないと誰が判断するのか。また、これに対する異議申し立てはできるのか。 ※第19条(5)も同じ。	・政策案の提案先は町の執行機関になりますので、町の執行機関(多くは町長とそれを補助する役場職員)が判断することになると考えています。不服があった際の異議申し立ての可否を含め、この条例とは別に、規則で詳細を定めたいと考えており、今回のご意見を参考にさせていただきます。
15	第12条2	・「提案検討会議を開催した最初の日から」とあるが、「受付した日から」としておかないと、提案検討会議が開催されない限り放ったらかしになってしまうことになる。	・この条例とは別に、規則で詳細を定めたいと考えており、今回のご意見を参考にさせていただきます。
16	第17条	・「小学校区ごとに」とあるが、小学校区ごとの「懇談会会場」のイメージはあるか？	・まちづくりに関わる様々な担い手が大勢集い、まちづくりの現状や将来について語り合えるよう、各小学校の「講堂」を会場とするイメージを持っています。この制度についても、規則で詳細な手続きを定めたいと考えています。
第5章		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
17	全体	・地方分権を推進し、地方自治を確立するためには、	・多くの自治体において「常設型」の住民投票制度が設けられるようになって

	(感想)	住民がまちづくりに参加する機会を拡充することが求められると思う。まちづくりの施策や、住民意思の反映の方策として、住民投票制度は有効な手段として必要と考える。 ・常設型としては全体的に不足！ これでは、30条により、行政の裁量の範囲が広くなりすぎないか。	いますが、多くの場合、条例案に示した制度の核心部分について、団体の意思決定（条例）に委ねるものとなっており、特に条例案が行政の裁量の範囲を広くしているというものではありません。
18	全体 (意見)	・常設型として、この条例に盛り込むなら、もう少しきめ細かくすべきではないでしょうか。30条の規則への委任事項を最小限にすべきと思いますが。 ・私は、「骨子・構成（案）」にあった住民投票制度のように、住民投票制度を設けることができるよう、住民投票の発議権を明らかにし、具体的な手続きや投票者の範囲等は、別に条例で定めることとしてはいかがでしょうか。	・この条例案は、「まちづくり基本条例」であると同時に、実態としては、まちづくりの基本を参加と協働におくという手続きを含む条例となっています。条例案の策定過程において、理念だけではなく参加と協働の制度の実態を定めるという方向付けもされました。理念だけでなく具体的な制度を定めることにより、住民に、より身近に活用してもらうことができる条例になると考えております。
19	第20条	・第19条において、現在又は将来の住民主権云々として、将来を見据えているのだから、投票資格者を20歳から18歳に拡大してはいかがでしょうか。	・国民投票法では、対象を18歳としていますが、附則において「民法の成人を20歳から18歳に、又、公職選挙法の選挙権が20歳から18歳に改正された際に18歳を適用する」とされており、こうした法律の改正の動きを見ながら、18歳への拡大は検討していきたいと考えています。また、制度の始まりとしては、対象をまず20歳とし、運用の蓄積の中で年齢、国籍について検討したいと考えています。
20		・永住外国人の取扱は？	・上記と同じ考え方です。
21	第21条	・住民投票のコストを考えると「10分の1以上の者の連書」はハードルが低いのではないか。教育	・条例における連名は、選挙人名簿に登録された自署による者のみが有効とされるため、ハードルは低くないと考えています。ちなみに、地方自治法の条

		長問題のとき、２０００以上の署名が集まったとも聞くが。	例制定・改廃の請求は５０分の１以上となっています。
22		・発議権は、町長・議会にもあってもよいのではないか。	・町長と議会は既に条例の提案権を有していますので、この条例で改めて位置づける必要はないと判断しました。
23	第２７条	・「住民、議会と町の執行機関は、」を「住民、議会及び町の執行機関は、」にの方がよいのでは。	・条文の記述にあたり、できる限り横文字（カタカナ言葉）や「及び、並びに」といった接続詞を使わないことに留意していますので、ご指摘の箇所もあえて「及び」を用いていません。
その他		いただいた意見等の要旨	策定会議の考え方
24		・「参加と協働のまち宣言」を行うことも決めたい。 ・目的としての「住民主権の地方自治」「参加と協働のまちづくり」を、住民・議会・町の執行機関が一丸となって「実現」させる決意があつての条例制定でありたい。 ※３条４の 議会と町の執行機関は「強い意思が必要となる」くらいでは弱い。（「健康のまち宣言」以上に重い意味を持つはず）	・みんなで参加と協働のまちづくりを進めていく一体感を醸成するため、第３条第５項を、「住民、地域自治組織とその他様々なまちづくりの担い手、そして議会や町の執行機関は … 一体となって参加と協働のまちづくりを進めます」という表現に改めました。 ・この条例は、住民の皆さん一人ひとりがまちづくりの主体者であることを明記し、皆さんの多様な参加と協働の営みから、この町の未来がつくられることを、各条文を通じて明文化しています。この条例が、皆さんの代表である町長から提案され、同じく皆さんの代表である議会で決定されることは、「まちづくり宣言」と同様の決意を持つものと考えています。
25		・「町民憲章の改正」も行いたい。	・「町民憲章」は、大口町民の「こうありたい」という理想を象徴的に表した普遍的な宣言文ですから、この条例と結び付けて改正を検討する必要はないと考えています。今後、参加と協働のまちづくりの進展に伴い、住民の皆さんの機運が高まれば、この条例で新たに位置づけられた「まちづくり提案会議」や「住民投票制度」により改正に向けた検討がなされることも考えられます。